

第12回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年12月23日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和 3 年 12 月 23 日（木）午後 2 時 00 分～3 時 40 分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（19 人） 会長 1 番 越雲 宏、職務代理者 19 番 塩野目 富夫 委員：2 番 田中 雄二、3 番 栗野 隆夫、4 番 仲澤 清一、5 番 興野 礼子、6 番 大野 覚文、7 番 齋藤 勉、8 番 川上 恵、9 番 関 閣夫、10 番 小川 雄三、11 番 奥畑 智子、12 番 小川 祥一、13 番 中村 東、14 番 堀江 恒夫、15 番 石岡 幸雄、16 番 荒井 喜代子、17 番 黒須 明、18 番 相吉澤 宏 各委員 4. 欠席委員（0 人） 5. 出席推進委員（0 人） 6. 議事日程 日程第 1 議事録署名人の指名について 日程第 2 報告第 1 号 「水田活用の直接支払交付金における交付要件の見直しについて」の請願書及び要望書の提出について 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 6 議案第 4 号 空き家に付属した農地の指定申請について 日程第 7 議案第 5 号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第 8 議案第 6 号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第 9 議案第 7 号 那須烏山市農用地利用集積計画(第 2 3 6 号)の承認について 日程第 10 議案第 8 号 那須烏山市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の見直しについて 日程第 11 議案第 9 号 那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友 8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 係長 各務 卓馬 9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長（相ヶ瀬）	ただいまから令和 3 年 第 12 回総会を開会いたします。まず、会長にご挨拶をお願いいたします。
職務代理（越雲）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（相ヶ瀬）	本日、全員が出席しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は会長をお願いいたします。

議長（越雲）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2 時 00 分 ）
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第 1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は、14 番 堀江 恒夫 委員、19 番 塩野目 富夫 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。
議長	それでは、次に、日程第 2 報告第 1 号 「水田活用の直接支払交付金における交付要件の見直しについて」 の請願書及び要望書の提出について報告いたします。報告書の朗読をいたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 報告第 1 号 報告書の朗読 >
議長	この報告についての説明を事務局よりお願いいたします。
	< 別添資料により説明 >
議長	以上、この件につきまして何かご質問等ありましたらお願いいたします。
	< 質疑なし >

議長	無いようですので、次に日程第 3 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。 議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第 1 号 議案書の朗読 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、9 番 関 閣夫 委員をお願いします。
9 番 関 閣夫 委員	12 月 18 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 1 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 45 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン。取得地への通作距離、約 0.3 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30 アール又は 20 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 2 番について、11 番 奥畑 智子 委員をお願いします。
11 番 奥畑 智子 委員	12 月 22 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 2 のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、野菜全般。農業従事年数及び農業形態、約 20 年。第 2 種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、軽トラック、刈払い機、管理機購入予定。取得地への通作距離、約 1 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30 アール又は 20 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 3 番について、12 番 小川 祥一 委員をお願いします。
12 番 小川 祥一 委員	12 月 13 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 3 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 6 年。第 2 種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター。取得地への通作距離、約 36 km、実家から 300m。農地等の効率的利用は、可能。取得地につ

(12 番 小川 祥一 委員)	いて耕作すると、認められる。30 アール又は 20 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 4 番について、18 番 相吉澤 宏 委員にお願いします。
18 番 相吉澤 宏 委員	12 月 19 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 4 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 60 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン、粃摺り機。取得地への通作距離、約 0.5 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30 アール又は 20 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 3 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 4 議案第 2 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第 2 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、11 番 奥畑 智子 委員にお願いします。

11 番 奥畑 智子 委員	12 月 21 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が宅地、南が道を挟んで畑、北が畑。同意書、無。転用計画、転用事業者は、南大和久●●●の住宅の進入路として使用するため、平成 2 年 6 月頃に申請地に砂利を敷いて整備した。このたび、南大和久●●●に住宅を建設する計画があり、申請地を進入路として使用する予定だが、農地法の手続きを行っていなかったため、申請に至った。始末書、有。転用面積、8.35 m ² 通路。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。南大和久地区担当 10 番 小川 雄三 委員 何かございますか。
10 番 小川 雄三 委員	調査に立ち合い現地確認しましたが、問題ないと思われます。
議長	ただいま上程中の 議案第 2 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 4 議案第 2 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第 5 議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第 3 号 議案書の朗読 >
議長	続いて、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、13 番 中村 東 委員をお願いします。
13 番 中村 東 委員	12 月 21 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係第 3 者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第 1 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が田、南が田、北が道を挟んで田。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、一時転用 2 年。転用計画、転用事業者は、土木工事業を営んでいる

(13 番 中村 東 委員)	が、工事で使用する黒土を仮置きするための資材置場が不足したため、令和 3 年 10 月より申請地を賃借して資材置場としての利用を始めた。賃借を開始した際に農地法の手続きを行っていなかったことに気づいたため、申請に至った。始末書あり。転用面積 430 m² 資材置場。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。賃借終了後の対応、原状復帰して所有者に返還。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 2 番について、11 番 奥畑 智子 委員にお願いします。
11 番 奥畑 智子 委員	12 月 21 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 2 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親子。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで畑・宅地、西が畑、南が畑、北が畑。同意書、無。権利の移転、設定、使用貸借権の設定、30 年間。転用計画、転用事業者は、現在、両親と妻と子と実家で生活しているが、手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画し、申請地について父から借りられることになり申請に至った。総事業面積 463.58 m² 転用面積 336.28 m² 一般住宅 木造 2 階建。建築面積 109.31 m²、進入路 東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し側溝に放流。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 4 年 1 月 20 日から令和 4 年 6 月 30 日。その他 他法令等との関係等、側溝放流に係る道路占用許可については都市建設課に許可申請済。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 3 番、4 番について、12 番 小川 祥一 委員にお願いします。
12 番 小川 祥一 委員	12 月 21 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 3 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者、転用事業者、●●●氏、●●●氏。農地区分、第 1 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで田、西が宅地・公衆用道路、南が道を挟んで田、北が雑種地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、アパートで生活しているが、手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画し、申請地について購入することになり申請に至った。転用面積 460 m² 一般住宅 木造平屋建。建築面積 107.65 m²、進入路、南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 4 年 1 月 10 日

(12 番 小川 祥一 委員)	から令和 4 年 5 月 31 日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 12 月 21 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 4 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者、転用事業者、●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで山林、西が道を挟んで畑、南が道を挟んで山林・原野、北が水路と道を挟んで畑。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に住所を有し、会社員の副業として太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 2,535 m² 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 360 枚、周囲フェンス設置、入口 西側。管理計画、維持管理、保守管理は株式会社●●●に委託。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の融資証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済。東京電力と接続協議済。那須烏山市土地利用適正化条例、令和 3 年 11 月 30 日付協議終了。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
14 番 堀江 恒夫 委員	整理番号 4 番の転用事業者の住所についてですが、総会資料には●●●県●●●市になっています。先ほどの説明では、●●●県ということですが、事務局の資料が間違っていると思います。それと、転用計画について今回日照が良いということで申請したと書いてありますが、現地調査をしてきましたが立地条件は良いとは思えません。夏場でも 10 時にならないと太陽が当たらない場所で、今の時期だと 11 時過ぎないと太陽が当たらない。渡し人が地元におらず、耕作していないので、今回の申請は良いとは思いますが、太陽光設置に関しては条件が良いとは思えません。それから、管理計画の中で維持管理、保守管理を別の会社がやるということですが、どこにある会社なのか確認したいと思います。
事務局 (雫)	議案書の転用事業者の住所訂正をお願いします。堀江委員のご指摘の通り、●●●県ではなくて、●●●県になります。維持管理を行う業者の、住所は●●●、株式会社●●●になります。現地調査の際は、この株式会社●●●の社員の方がお見えになって、申請者の代理でいらっしゃって説明をしてくれました。過去に株式会社●●●としての実績があったかどうかですが、数か月前に今回の申請地の近くの車で 1、2 分の場所に申請がありました。所有者は同じ方で、施工を行い保守管理するのが株式会社●●●で許可した事例があります。

議長	整理番号 1 番について、高瀬地区担当 4 番 仲澤 清一 委員 何かございますか。
4 番 仲澤 清一 委員	問題ないと思われますので、よろしくお願いします。
議長	整理番号 3 番について、大木須地区担当 19 番 塩野目 富夫 委員 何かございますか。
19 番 塩野目 富夫 委員	問題ないと思われますので、よろしくお願いします。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 5 議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 6 議案第 4 号 「空き家に付属した農地の指定申請について」を議題といたします。議案書を朗読いたします。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第 4 号 議案書の朗読 >
議長	続いて、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、15 番 石岡 幸雄 委員にお願いします。
15 番 石岡 幸雄 委員	12 月 14 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 4 号、整理番号 1 のとおりです。空き家バンク登録状況、登録 未。登録予定住所は、三箇●●●番地。添付書類の有無、案内図 有。登記簿謄本有。公図写し有。農地の現況状況、耕作は可。面積要件（計 30 アール未満）可。342 m ² 。指定申請理由・申請人は相続により、登録予定物件を管理していたが、管理困難になり、必要としている者に譲ろうとし、農地付き空き家として空き家バンクに登録するため、今回の申請となった。以上、農地を調査した結果、面積及び位置関係等基準第 4 条を満たしており、空き家に付属した農地として指定できると判断いたします。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第 4 号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり指定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 6 議案第 4 号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり指定することに決定いたしました。次に、日程第 7 議案第 5 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第 5 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、6 番 大野 覚文 委員をお願いします。
6 番 大野 覚文 委員	12 月 18 日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第 5 号 整理番号 1 のとおりです。調査方法、本人聞取・関係人から聞取、現地・関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和 55 年 ●●●番 1 及び●●●番 3 に分筆、昭和 63 年 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的、無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約 60 年。申請人の母が嫁いで来た昭和 38 年頃以前から既に建物があり、納屋敷地として引き続き利用し現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第 5 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議が無いようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。

議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第 7 議案第 5 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第 8 議案第 6 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第 6 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、7 番 齋藤 勉 委員をお願いします。
7 番 齋藤 勉 委員	12 月 17 日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第 6 号 整理番号 1 のとおりです。調査方法、本人聞取・関係人から聞取、現地・関係書類等を見て確認。土地の履歴、令和 2 年 1 月国土調査成果の修正により●●●番から分筆、平成 23 年相続により取得。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、平成 2 年頃から不耕作のまま現在に至り、雑木が繁茂した状態である。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地、該当無。集団的まとまりのある農地の中の農地の該当無。地域における農地の効率的・総合的利用の支障無。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用 は該当無。遊休農地の判断、B 分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難である B 分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 2 番について、8 番 川上 恵 委員をお願いします。
8 番 川上 恵 委員	12 月 17 日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 6 号 整理番号 2 のとおりです。調査方法、関係人から聞取、現地を見て確認。土地の履歴、昭和 44 年 11 月、9 番 2 申請地と 9 番 3 市道用地に分筆、令和 1 年 11 月相続により取得。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、昭和初期から耕作されておらず、雑木が繁茂した状態である。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地、該当無。集団的まとまりのある農地の中の農地の該当無。地域における農地の効率的・総合的利用の支障無。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用は、該当無。遊休農地の判断、B 分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難である B 分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	整理番号 3 番について、19 番 塩野目 富夫 委員をお願いします。
19 番 塩野目 富夫 委員	12 月 19 日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第 6 号 整理番号 3 のとおりです。土地の履歴、平成 10 年 3 月相続により取得。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、申請人の父が平成 10 年に死亡してから不耕作・不管理となり、篠や雑木が繁茂した状態である。直近の利用状況調査結果、A 分類。周辺農地への影響等、農振法上の農用地、該当無。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当無。地域における農地の効率的・総合的利用の支障無。その他、納税猶予制度、農業者年金制度の適用 は、該当無。遊休農地の判断、B 分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難である B 分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	休憩いたします。（午後 3 時 10 分）
	再開いたします。（午後 3 時 20 分）
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の議案第 6 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、異議が無いようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 質疑なし >
議長	異議なしと認め、日程第 8 議案第 6 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。次に、日程第 9 議案第 7 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 2 3 6 号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第 7 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。

事務局（雫）	議案第 7 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 2 3 6 号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第 2 3 6 号）については、新規 4 件 更新 20 件です。利用権の設定を受ける者 11 名、利用権を設定する者 24 名です。利用権の設定面積は、121, 221 ㎡です。令和 3 年度 累計は、948, 482 ㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和 3 年 12 月 28 日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	異議が無いようですので、「那須烏山市農用地利用集積計画（第 2 3 6 号）」 のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 9 議案第 7 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 2 3 6 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第 10 議案第 8 号 「農地移動適正化あっせん事業に係る「あっせん基準」の見直しについて」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第 8 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長（相ヶ瀬）	< 「あっせん基準」の見直しについて、別紙により説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >

議長	ただいま上程中の議案第 8 号 「農地移動適正化あっせん事業に係る「あっせん基準」の見直しについて」 は、異議がないようですので原案のとおり見直しを実施することとし、県振興事務所まで報告してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 10 議案第 8 号 「農地移動適正化あっせん事業に係る「あっせん基準」の見直しについて」 は、原案のとおり見直しを実施し、県振興事務所に報告することに決定いたしました。続きまして、日程第 11 議案第 9 号 「那須烏山農業振興地域整備計画変更に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読いたします。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第 9 号 議案書の朗読 >
議長	まず、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。
農業振興グループ（各務）	本案につきましては、申出人、●●●氏から農業振興地域整備計画の変更申出が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、市長から農業委員会に意見を求めるものであります。今回の案件は、野上地区の畑を宅地とするための農振除外です。除外する農地は 1 筆で、地番 野上●●●番 面積 265 m²です。除外する面積は、一般住宅の県基準である 500 m²に満たない面積です。本案件は、農地集団性の保持等、農振除外の 5 要件を満たしていると判断されます。なお、今後のスケジュールは、この場で意見を聴取し、その意見を踏まえ 1 月末に市の農業振興促進協議会において協議を行い、2 月 5 日までに県の農業振興事務所に事前協議として本案件を提出することになります。その後、3 月 20 日までに、県から回答をもらい、5 月中旬まで公告閲覧等をします。その後、6 月上旬までに県と本協議を行い、6 月中旬に除外完了となります。では、御審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、13 番 中村 東 委員をお願いします。
13 番 中村 東 委員	12 月 21 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。 本案件は、農地転用を目的とした、農用地区域からの除外でありますので、除外の諸条件及び農地転用の確実性について調査してまいりました。申出人、申出地の場所、内容は、議案第 8 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。申出人と土地所有者の関係、申出人、●●●氏、土地所有者、●●●氏、本人。農地法第 4 条申請予定。（申出地位置を説明。）申出地周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで宅地。南が畑、北が道を挟んで畑。同意書、無。変更を必要とする理由、申出人は、申出地近くの住宅で生活しているが、国道 294 号線の拡幅工事に伴い住宅の移転が必要となり、申出地に住宅の建設をし

(13 番 中村 東 委員)	たく、農用地からの除外申出にいたった。転用目的の施設の構造等、転用面積 265 m² 一般住宅 木造 2 階建、建築面積 93.58 m²、進入路 西側。土地選定経過書、添付有。給水、生活排水計画、給水、市営水道。排水、合併浄化槽処理後、敷地内浸透。雨水排水、敷地内浸透。除外の際の基準等についての意見、申出地以外の代替地は無く、また、他の農用地への被害は無いと思われます。また、必要性も認められるため、除外はやむを得ないと思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	続いて、担当地区委員から意見がありましたらお願いいたします。野上地区担当 3 番 栗野 隆夫 委員 お願いします。
3 番 栗野 隆夫 委員	問題ないと思われますので、よろしくお願いします。
議長	説明及び報告等が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第 9 号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は、異議が無いようですので、「異議なし」として回答し、この計画変更の手続き完了後に改めて提出される 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 、その内容に相違ない場合は審議を省略し、許可するものとしてよろしいかお諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 11 議案第 9 号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は、異議が無いようですので、「異議なし」として回答し、この計画変更の手続き完了後に改めて提出される 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 、その内容に相違無い場合は審議を省略し、許可するものと決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 (午後 3 時 40 分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3 年 12 月 23 日

議 長

14 番

19 番